

1 目黒区新型インフルエンザ等対策行動計画（改定素案）に対するパブリックコメントの実施結果について

(1) パブリックコメントの概要について

目黒区新型インフルエンザ等対策行動計画の改定に当たり、令和8年3月19日から4月17日まで目黒区新型インフルエンザ等対策行動計画（改定素案）に対するご意見を募集しました。これは、平成21年2月25日制定の「目黒区パブリックコメント手続要綱」に基づくパブリックコメントとして実施したものです。

お寄せいただいたご意見とそれに対応する検討結果をパブリックコメントの実施結果としてまとめています。なお、長文にわたるものや重複、具体的な名称等は、趣旨を損なわない範囲で一部省略、追記、要約または分割している場合があります。

(2) 意見募集期間 令和8年3月19日 から 4月17日 まで

(3) 周知方法 ア 掲載場所 めぐろ区報（令和8年3月15日号）、区ウェブサイト

イ 配布・閲覧場所 目黒区総合庁舎4階 危機管理課
地区サービス事務所（東部地区を除く。）、各住区センター、各区立図書館

(4) 意見提出者数

区分		種 別				計
		書面	F A X	電子	説明会	
個人	提出者	0	0	0	0	0
	(意見数)	0	0	0	0	(0)
団体	提出者	0	0	0	0	0
	(意見数)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
議会	提出者	0	0	1	0	1
	(意見数)	(0)	(0)	(6)	(0)	(6)
計	提出者	0	0	1	0	1
	(意見数)	(0)	(0)	(6)	(0)	(6)

(5) 対応区分別件数

番号	内容	計
1	意見の趣旨を踏まえて計画案に反映します。	1
2	意見の趣旨は計画案に取り上げており、趣旨に沿って取り組みます。	0
3	意見の趣旨は計画案には取り上げませんが、事業実施等の中で趣旨を踏まえて努力します。	4
4	意見の趣旨は、今後の検討・研究の課題とします。	1
5	意見の趣旨に沿うことは困難です。	0
6	意見の趣旨を関係機関・団体に伝達します。	0
7	その他	0
合計		6

2 パブリックコメントで寄せられた意見と検討結果

整理番号	枝番	区分	種別	意見の対象			意見内容（要旨）	対応区分	検討結果（対応策）
				部	章	ページ			
0001	01	議会	電子	1	2	6	「可能な限り科学的根拠に基づく」とあるが、具体的な判断指標（病床使用率、感染者増加率など）が明記されておらず、実際の運用時に判断の遅れやばらつきが生じる懸念がある。特に感染症対策においては、初動や対策の切替えのタイミングがその後の感染拡大やクラスターの発生、医療逼迫などにもつながり、命の危険にも直結することから、客観的かつ共有可能な基準の設定が重要である。そのため、あらかじめ段階ごとの数値基準や判断基準を設定するとともに、それに応じた対策内容の整理をすること。 また、これらの数値基準は固定的なものではなく、初動以降の感染期間に移行された場合は、感染症の特性や医療提供体制の状況、ワクチンや治療薬の普及状況などをふまえ、適宜見直しを行う仕組みを併せて構築すること。 さらに、これらの判断基準については、区民や事業者にも分かりやすく示すことで、対策の透明性と、理解や協力を得やすくする観点から、周知を丁寧に行うこと。	4	客観的かつ共有可能な判断指標に基づき、適切なタイミングで対策を実施することは重要であると認識しています。新型インフルエンザ等対策においては広域的に統一した対応をとることが重要であり、東京都新型インフルエンザ等対策行動計画においては、感染症の特徴、病原体の性状、感染状況等を踏まえたリスク評価をもとに、医療提供体制、ワクチンや治療薬の普及状況等に合わせ、国の方針を踏まえて都が対策の考え方や方向性を示すこととされています。 本区においては、こうした都の評価や判断、示される指標や情報を踏まえ、区の実情に応じた対策を適時適切に実施していきます。また、現時点で対策切替え判断の指標となるエビデンスは持ち合わせておりませんが、6ページ（3）（4）に記載の通り、これらを準備期から事前に具体的に定めることについて都や関係機関と連携しながら検討していきます。 あわせて、区民や事業者の理解と協力が得られるよう、対策の考え方や区の対応状況について、分かりやすい情報発信に努めていきます。
0001	02	議会	電子	1	2	7	社会的弱者への配慮の重要性には言及されているが、食料支援、医療へのアクセス支援、情報提供の多言語化など、具体的な支援策や対象の想定が不十分である。独居高齢者、障害者、外国人、非正規労働者など、体調や経済的に影響を受けやすい層ごとの具体的な対応策の作成を明記すること。	3	区行動計画は、特措法第8条の規定に基づき策定する計画であり、政府行動計画及び都行動計画に基づき、区における新型インフルエンザ等への対策の実施に関する基本的な方針や区が実施する対策を示しております。 社会的弱者への配慮の重要性は区としても認識しております。 意見の趣旨は計画案には取り上げませんが、事業実施等の中で趣旨を踏まえて努力します。
0001	03	議会	電子	1	2	7	基本的人権の尊重の中段、「感染者やその家族、医療関係者等に対する誹謗ひぼう誹謗ひぼう中傷等の新型インフルエンザ等についての偏見・差別は、これらの方々への人権侵害であり、あってはならないものである。」の文が重複しているので削除すること。	1	「感染者やその家族、医療関係者等に対する誹謗（ひぼう）中傷等の新型インフルエンザ等についての偏見・差別は、これらの方々への人権侵害であり、あってはならないものである。」に修正します。

2 パブリックコメントで寄せられた意見と検討結果

整理 番号	枝番	区分	種別	意見の対象			意見内容（要旨）	対応 区分	検討結果（対応策）
				部	章	ページ			
0001	04	議会	電子	1	2	8	高齢者施設や障害者施設等の社会福祉施設等における対応では、クラスターが起こった場合、命に関わる危険が大きいため、平時からの手指消毒の対策だけではなく、新型インフルエンザ等の社会的な発生段階で、区が主体的に状況を判断し、必要な人員の増員や物資の確保、検査体制の支援を行うこと。	3	区は、国や都からの要請を受けて、病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等における感染対策を強化することとしております。意見の趣旨は計画案には取り上げませんが、事業実施等の中で趣旨を踏まえて努力します。
0001	05	議会	電子	2	3	26	区内の情報公開は週1回以上など、定期的な更新を行うこと。	3	区は、国が実施する感染症サーベイランスのほか、必要に応じ、都が追加した感染症サーベイランス、独自に判断した感染症サーベイランスを実施することとしております。意見の趣旨は計画案には取り上げませんが、事業実施等の中で趣旨を踏まえて努力します。
0001	06	議会	電子	2	4	27	学校や保育施設などの準備については、平時から手指消毒など対策を行うこと。感染症拡大時が社会的に認められた場合は、換気が困難となる季節や気象条件も想定されることから、空気清浄機の活用や換気対策の強化など、環境に応じた感染防止対策を講じる体制の整備を検討すること。また、教員や職員などへの定期的な検査の体制なども確立すること。	3	保育施設や学校等は集団感染が発生する等、地域における感染拡大の起点となりやすいことから、区は、都と連携して、感染症や公衆衛生対策について丁寧に情報提供・共有を行うこととしております。なお、環境に応じた感染防止対策を講じる体制整備や教員等への定期的な検査体制の確立については、計画案には取り上げませんが、事業実施等の中で趣旨を踏まえて努力します。